

議 第 8 号

地域公共交通への支援の充実を求める
意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
国 土 交 通 大 臣
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

地域の暮らしや産業を支える鉄道・バス・タクシー等の地域公共交通事業者は、人口減少等による長期的な利用者の減少やコロナ禍の影響等に加え、運転者等の不足により厳しい経営環境にあるが、地域の拠点機能を有する鉄道駅を交通結節点とした地域公共交通網を維持する上で重要な役割を果たしている。

国は、地域公共交通ネットワークのリ・デザイン（再構築）として、デジタルを活用しつつ、地域の様々な関係者の連携・協働を通じて地域公共交通の利便性・持続可能性等の向上を図るとともに、全国の鉄道駅のバリアフリー化を進めるなど、地域公共交通に対する支援を強化している。

こうした中、地方では、鉄道・バス・タクシー等による地域公共交通の更なる利便性の向上等や担い手である運転者等の人材確保が課題となっているが、地域鉄道については、世代や障害の有無を問わず多くの利用者があることや今後も地域公共交通網の要としての役割を期待されていることから、安全・安心な移動の確保や駅の機能向上を図るための財政支援の拡充が必要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地域公共交通への支援の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 地域鉄道の利便性向上や二次交通の充実に向け、地方自治体やバス・タクシー事業者、観光事業者等と連携・協働する取組への支援を強化すること。
- 2 地域拠点機能を有する鉄道駅について、エレベーターの設置等によるバリアフリー化や駅舎等の整備に対する支援を一層拡充するとともに、木製マクラギのコンクリート化の促進等により鉄道施設の安全性の向上を図ること。
- 3 地域公共交通の担い手不足を解消するため、事業者による処遇を含めた職場環境の改善や多様な人材の確保・育成に向けた支援の拡充を図ること。